

出版健保 3 給発第 1403 号

令和 4 年 3 月 22 日

特例退職被保険者
任意継続被保険者 各 位

出版健康保険組合
理事長 高井昌史
(公印省略)

令和 4 年福島県沖を震源とする地震により被災された被保険者等の皆様へ

このたびの令和 4 年 3 月 16 日福島県沖を震源とする地震において、被害に遭われた被保険者並びに被扶養者の皆様におかれましては、心よりお見舞い申し上げます。

当組合では、被災された方が医療機関等を受診された際の一部負担金等（個人負担分）について、下記のとおり、徴収猶予及び減額若しくは免除することといたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 一部負担金等の徴収猶予及び減額若しくは免除について

今般の災害において、被災された被保険者等に対して、令和 4 年 8 月 31 日まで保険医療機関等で受診された際の一部負担金等の支払いを徴収猶予及び減額若しくは免除する取扱いとします。

この特例措置を受けるには、健康保険被保険者証に「健康保険一部負担金等免除（徴収猶予・減額）証明書」を添えて保険医療機関等の窓口に提示することが必要です。該当される方は当組合までお申し出ください。

(1) 徴収猶予および減額若しくは免除の対象となる方

当組合の加入者であり、災害救助法の適用を受けた地域（※1）に住所を有していた方（同日以降、他の市町村に転出した方を含む）で、被災により次のいずれかに該当する方。

ア. 住家が全半壊した方

イ. この災害で傷病を負った方

(※1)「災害救助法適用地域」

【宮城県】

仙台市 石巻市 塩竈市 気仙沼市 白石市 名取市 角田市 多賀城市
岩沼市 登米市 栗原市 東松島市 大崎市 富谷市 刈田郡蔵王町
刈田郡七ヶ宿町 柴田郡大河原町 柴田郡村田町 柴田郡柴田町 柴田郡川崎町
伊具郡丸森町 亘理郡亘理町 亘理郡山元町 宮城郡松島町 宮城郡七ヶ浜町
宮城郡利府町 黒川郡大和町 黒川郡大郷町 黒川郡大衡村 加美郡色麻町
加美郡加美町 遠田郡涌谷町 遠田郡美里町 牡鹿郡女川町 本吉郡南三陸町

【福島県】

福島市 会津若松市 郡山市 いわき市 白河市 須賀川市 喜多方市
相馬市 二本松市 田村市 南相馬市 伊達市 本宮市 伊達郡桑折町
伊達郡国見町 伊達郡川俣町 安達郡大玉村 岩瀬郡鏡石町 岩瀬郡天栄村
南会津郡下郷町 南会津郡檜枝岐村 南会津郡只見町 南会津郡南会津町
耶麻郡北塩原村 耶麻郡西会津町 耶麻郡磐梯町 耶麻郡猪苗代町
河沼郡会津坂下町 河沼郡湯川村 河沼郡柳津町 大沼郡三島町 大沼郡金山町
大沼郡会昭和村 大沼郡会津美里町 西白河郡西郷村 西白河郡泉崎村
西白河郡中島村 西白河郡矢吹町 東白川郡棚倉町 東白川郡矢祭町
東白川郡塙町 東白川郡鮫川村 石川郡石川町 石川郡玉川村 石川郡平田村
石川郡浅川町 石川郡古殿町 田村郡三春町 田村郡小野町 双葉郡広野町
双葉郡檜葉町 双葉郡富岡町 双葉郡川内村 双葉郡大熊町 双葉郡双葉町
双葉郡浪江町 双葉郡葛尾村 相馬郡新地町 相馬郡飯舘村

(災害救助法適用日 令和4年3月16日～)

*適用市町村が拡大されることがあります。内閣府ホームページ内、災害救助法の適用状況にてご確認ください。

https://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

(2) 徴収猶予および減額若しくは免除される窓口負担の範囲

① 一部負担金

② 以下の給付を受ける際に支払う自己負担額

「保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費、家族訪問看護療養費」

(注) 食事療養標準負担額、生活療養標準負担額、差額ベッド代、差額室料など自費扱いのものは免除の対象に含まれません。

(3) 徴収猶予および減額若しくは免除される期間

令和4年3月16日～令和4年8月31日

(4) 申請方法

「健康保険一部負担金等減額・免除・徴収猶予申請書」に、減免等を申請する理由をご記入のうえ、下記のいずれかの書類を添付し、当組合に申請し、「健康保険一部負担金等免除（徴収猶予・減額）証明書」の交付を受けてください。

① 住家が全半壊した方は罹災証明書、被災証明書の写し

② 傷病を負った方は、医師による診断書

(5) 一部負担金等の還付

令和4年8月31日までの間で、免除対象となる一部負担金等を支払った場合は、次の書類を提出して還付を受けることができます。

① 健康保険一部負担金等還付申請書

② 健康保険一部負担金等免除証明書の写し

③ 保険医療機関等が発行した領収書など、支払った一部負担金等の金額が確認できる書類

※一部負担金等の徴収猶予、減額、免除、還付手続きを申請する際は、当組合へお申し出ください。

2. 健康保険被保険者証について

今般の災害において、健康保険被保険者証を滅失およびき損された方は当組合に再交付申請の手続きをお願いいたします。

また、被保険者証の紛失等により、保険医療機関等に提示できない場合においては、氏名、生年月日、事業所名を保険医療機関の窓口で申し立てることにより、受診できるようになっています。

3. 健康保険料について

今回、被災された任意継続被保険者、特例退職被保険者の方におかれましては、保険料の納付期限の延長及び納付猶予ができます。詳細は当組合適用課及び大阪支部業務課へお問い合わせください。

ご不明な点または詳細につきましては、当組合業務部給付課、適用課、大阪支部業務課までお問い合わせください。

お問い合わせ：業務部 給付課 T E L 03-3292-5006
適用課 T E L 03-3292-5005
大阪支部 業務課 T E L 06-6944-4300